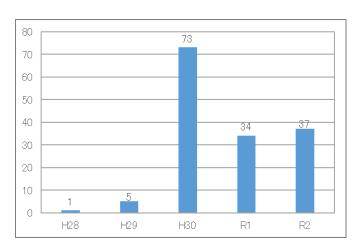
自宅の修繕、慌てずに

夏を迎え、台風や大雨などによる自然災害が心配されるシーズンとなりました。 それに伴い、災害で損傷した屋根瓦などの修繕工事や火災保険の申請、災害に便 乗した悪質商法などに関連するトラブルが寄せられています。

中でも、無料点検を口実にして自宅を訪問し、不安をあおって高額な修理工事の契約締結を迫ったり、「火災保険で修理費が賄える。保険請求の手続きを代行する」と言って高額な手数料を請求されたりといったトラブルが増えています。

- ▼近所で工事をやっているという業者が突然訪問してきて「屋根を固定する針金が外れているので直してあげる」と言われたのでお願いした。さらに別の箇所を指摘され「このままでは雨漏りする。早急に修理が必要」と言われ、高額な契約をしてしまった。(60代・男性)
- ▼一人暮らしの母親は、自宅に訪問してきた業者から「屋根の無料点検をする」と言われ、お願いした。その後、業者から「屋根の修理が必要」と言われ、よくわからないまま出された契約書にサインした。本当に必要な修理なのだろうか。(50代・男性)
- ▼業者が訪問してきて「屋根点検を無料で行えるが、どうするか」と言われ、お願いした。点検後「瓦がずれており、雨どいも修理が必要。自然災害によるものなので保険会社に申請すれば修理代の負担なしで直すことができる」と言われ契約をした。(50代・女性)



※県内の消費生活相談窓口に寄せられた 自然災害に関する相談件数

修繕を急ぐあまり、一つの業者に言われるままの工事内容や金額で契約しないよう、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り、工事の必要性や内容、金額について十分検討しましょう。

また、「火災保険が使える」と勧誘されても、すぐに契約せず、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかをご自身が加入している保険会社に確認しましょう。

訪問販売などで契約をした場合は、 クーリングオフが適用される場合も あります。

使阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話:058-277-1003

月~金曜日8:30~17:00 土曜日9:00~17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン: 四 (局番なし) 188番 (いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。